

浄化槽設置の補助金のしおり

(令和6年度改定)

宇治市浄化槽設置整備事業補助金の制度のご案内

宇治市

補助金制度について

1 補助金制度の目的

この制度は、宇治市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、河川、水路などの水質を浄化するために、し尿だけでなく、生活雑排水（台所や風呂、洗面所などの排水）も併せて処理する浄化槽（合併処理浄化槽のことをいい、以下「浄化槽」という。）の設置費用の一部を、国、府、市の三者が1/3ずつ負担し、助成するものです。

2 補助対象者

自ら居住する専用住宅に浄化槽を設置し、浄化槽を継続的に使用する方（小規模店舗等を併設した場合は、店舗等の床面積が総床面積の1/2未満であれば、補助対象）

但し、次のいずれかに該当する方は、補助金の対象外になります。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出又は建築基準法第6条第1項に基づく確認の申請を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 販売目的で浄化槽付き住宅を建築する者（ただし、当該浄化槽が設置された翌年度までに居住の目的で当該住宅を購入した者であって、市長が認める者は除く。）
- (3) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 本市における汚水処理未普及の解消につながらない者
- (5) 既存の浄化槽を更新又は改築する者（災害に伴うものは除く。）
- (6) 都市計画法に基づく開発許可を得た民間事業者による新たな宅地造成に伴う浄化槽設置を行った家屋に居住する者（災害による街の復興に伴うものは除く。）
- (7) 設置する浄化槽について適正な維持管理（浄化槽法により義務付けられている法定検査、保守点検、清掃のことをいう。）を行うと確約しない者
- (8) 自己、家族又は同居人が暴力団員等又は暴力団密接関係者である者
- (9) 市税及び上下水道料金を滞納している者

補助申請をする前に浄化槽を設置したときは補助金の対象になりません（浄化槽付き建売住宅購入の場合はお問い合わせください。）

浄化槽設置工事完了後1か月以内か当該年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告を出せないときは補助金対象になりませんので、期日をまたがることが予測されるときは事前に相談するようにしてください。

年度途中で予算額に達した場合は、それ以降の補助金申請を受け付けることができません。

3 補助金の対象地域

下水道計画のない地域（東笠取、西笠取、炭山、二尾、池尾、白川の一部）
下水道法に基づき策定された事業計画区域以外の地域

4 補助金の対象とならない工事

既存の浄化槽の入替え工事

災害による浄化槽の故障に伴う入替え工事は補助金の対象です。

既存の汚水処理未普及解消につながらない新築家屋への浄化槽設置工事
対象となるケースについては、お問い合わせください。

5 補助金の対象となる浄化槽

補助金の対象となる浄化槽は、以下の条件をすべて満たす場合です。

- (1) 浄化槽法第2条第1号に定める浄化槽である
- (2) 浄化槽法第4条第2項の構造基準に適合
- (3) 生物化学的酸素要求量(以下、BOD)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するもので、浄化槽設置整備事業の国庫補助指針に適合
- (4) 処理対象人員10人以下

6 補助対象経費

令和6年度より、し尿汲み取り便槽から浄化槽に転換する際の宅内配管工事費及び汲み取り槽撤去費も補助金の対象となります。

- (1) 本体設置費
浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費(流入、放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く。)
- (2) 宅内配管工事費
単独処理浄化槽又は汲み取り槽から浄化槽への転換に係る(1)の工事に付帯して行う宅内配管工事費(浄化槽への流入管(便所、台所、洗面所、風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費)
- (3) 単独処理浄化槽又は汲み取り槽撤去費(以下、撤去費という。)
単独処理浄化槽又は汲み取り槽の撤去に必要な工事費(同一敷地内に浄化槽が新たに設置され、全部を撤去する場合に限る。)

7 補助金額

国(環境省)が定める補助基準額とし、下表の区分に応じ、基準額を上限として交付します。

区分		基準額
本体設置費	5人槽	332,000円
	6~7人槽	414,000円
	8~10人槽	548,000円
宅内配管工事費(1)		300,000円
単独処理浄化槽撤去費(2)		120,000円
汲み取り槽撤去費(2)		90,000円

- 1 家屋の増改築に伴う単独処理浄化槽から浄化槽への転換の場合は補助金の対象外となります(水回りのリフォームと併せて実施する場合は補助対象)。
- 2 全部撤去の場合のみ補助金の対象となります。

8 発注業者

浄化槽の設置工事の発注(工事請負契約)は、京都府知事の登録業者に依頼してください。

9 工事着手の時期

補助金を受けたいときは、宇治市からの補助金交付決定通知書を受け取ってから浄化槽設置工事に着手してください。交付決定通知を受け取る前に着工してしまうと補助金を受けることが出来なくなります。

補助金申請手続きについて

補助金申請手続きは、下記の手順のとおりです。合併浄化槽への転換・新築家屋へ設置する場合と、浄化槽付き建売住宅を購入する場合で提出書類等が異なりますのでご注意ください。

- ・ 合併浄化槽への転換・新築家屋へ設置する場合 10～12を参照ください。
- ・ 建売住宅を購入する場合 13～15を参照ください。

完了検査以降の手続きは転換・新築・建売にかかわらず共通です。16～18を参照ください。

10 補助金の申請手続き

転換・新築

- (1) 提出書類 宇治市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書
- (2) 提出期限 国庫補助金締切り日（具体的日程は環境企画課にお問い合わせください。）
- (3) 添付書類
 - 1 浄化槽設置届出書写し又は建築確認済証写し
建築確認済証写しを提出の際は、「宇治市建築基準法施行細則第2条第5号の規定によるし尿浄化槽概要書写し」を添付してください。
建築確認の際、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」の2に定めるただし書に基づき人員を見直した場合は、算定根拠の分かる書類一式を添付してください。
 - 2 設置場所の付近見取り図、平面図、配置図
 - 3 住民票（浄化槽設置住宅に居住していることが分かり、申請者の属する世帯全員が記載されているもの） 住民票は補助金の請求までに提出してください。
 - 4 賃貸人の承諾書（申請者が住宅を借りている場合）
 - 5 収支予算書
 - 6 浄化槽設置工事請負契約書の写し
 - 7 浄化槽設置工事費見積明細書（宅内配管工事費及び撤去費の補助を受ける場合は、それぞれの明細が分かるもの）
 - 8 浄化槽等の概要
 - 9 型式適合認定書と別添仕様書及び図面、工場生産認定書の写し
 - 10 全浄協の登録浄化槽管理票C票及び登録証の写し
 - 11 既存単独処理浄化槽又は汲み取り槽の配置図、配管図及び現況写真（浄化槽への転換であって、宅内配管工事、単独処理浄化槽又は汲み取り槽の撤去を行う場合）
 - 12 浄化槽維持管理に関する確約書
 - 13 暴力団排除に関する誓約書兼同意書
 - 14 完納証明書（市において市税及び上下水道料金の納付状況を確認することに同意している場合は不要）
 - 15 被災証明書（災害により被災した専用住宅に係る浄化槽の更新又は改築を行う場合）

- 16 交付申請時の住居における汚水処理設備の種類が分かる書類(他市町村から転入して家屋を新築する場合を除く。)
- 17 汚水処理未普及解消に関する申出書

1.1 補助金の交付決定

転換・新築

- (1) 補助金を交付すると決定したときは、「宇治市浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書」を申請者に送付しますので、この通知が届いてから工事に着手してください。
工事中は、「工事(施工)写真」についてにしたがって工事写真を撮影し、実績報告の際に2部提出できるように用意をしてください。
- (2) 補助金を交付しないと決定した場合は、「宇治市浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書」を申請者に送付します。

1.2 実績報告

転換・新築

浄化槽の設置工事が完了したときは、実績報告が必要です。

- (1) 提出時期
浄化槽設置工事完了後1か月以内か当該年度の2月末日のいずれか早い日
- (2) 提出書類 宇治市浄化槽設置整備事業補助金実績報告書
(申請者住所は、浄化槽が設置された住所を記入してください。)
- (3) 添付書類
 - 1 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書写し
 - 2 浄化槽法定検査依頼書の写し又は承諾書の写し
 - 3 収支決算書
 - 4 浄化槽工事費請求書及び領収書の写し(撤去費又は宅内配管工事費の補助を受ける場合は、それぞれの明細が分かるもの)
 - 5 浄化槽工事完成検査表
 - 6 工事写真(補助金の交付対象の区分に応じた施工前、施工中、施工後) 2部
 - 7 浄化槽使用廃止届出書(単独処理浄化槽を撤去した場合)
 - 8 撤去した単独処理浄化槽又は汲み取り槽の産業廃棄物管理票の写し

1.3 補助金の申請手続き(建売住宅を購入する場合)

建売

補助金の条件を満たす浄化槽付き住宅(建売住宅)を購入し、今年度内に所有権移転をしたときは、補助金を申請できますが、あらかじめ環境企画課にお問い合わせください。

- (1) 提出書類 宇治市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書
- (2) 提出期限 国庫補助金締切り日(具体的日程は環境企画課にお問い合わせください。)

(3) 添付書類

- 1 浄化槽設置届出書写し又は建築確認済証写し
建築確認済証写しを提出の際は、「宇治市建築基準法施行細則第2条第5号の規定によるし尿浄化槽概要書写し」を添付してください。
建築確認の際、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」の2に定めるただし書に基づき人員を見直した場合は、算定根拠の分かる書類一式を添付してください。
- 2 設置場所の付近見取り図、平面図、配置図
- 3 住民票（浄化槽設置住宅に居住していることが分かり、申請者の属する世帯全員が記載されているもの） 住民票は補助金の請求までに提出してください。
- 4 収支予算書
- 5 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- 6 浄化槽設置工事費見積明細書（撤去費又は宅内配管工事費の補助を受ける場合は、それぞれの明細が分かるもの）
- 7 浄化槽等の概要
- 8 型式適合認定書と別添仕様書及び図面、工場生産認定書の写し、浄化槽設置工事費見積明細書（浄化槽価格、本体設置費が分かるもの）
- 9 全浄協の登録浄化槽管理票C票及び登録証の写し
- 10 浄化槽維持管理に関する確約書
- 11 暴力団排除に関する誓約書兼同意書
- 12 完納証明書（市において市税及び上下水道料金の納付状況を確認することに同意している場合は不要）
- 13 交付申請時の居住における汚水処理設備の種類が分かる書類（他市町村から転入して居住する場合を除く。）
- 14 売買契約書の写し（住宅が申請者の所有であることを確認するため）
- 15 汚水処理未普及解消に関する申出書

1.4 補助金の交付決定

建売

- (1) 補助金を交付すると決定したときは、「宇治市浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書」をお送りします。
- (2) 補助金を交付しないと決定したときは、「宇治市浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書」をお送りします。

1.5 実績報告

建売

- (1) 提出時期 交付決定通知書が届き、所有権移転（登記）完了後、速やかにご提出ください。
- (2) 提出書類 宇治市浄化槽設置整備事業補助金実績報告書
（申請者住所は、浄化槽が設置された住所を記入してください。）
- (3) 添付書類
 - 1 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書写し
 - 2 浄化槽法定検査依頼書の写し又は承諾書の写し
 - 3 収支決算書

- 4 浄化槽工事費請求書及び領収書の写し(浄化槽設置に要した経費がわかるもので、浄化槽設置業者から建築業者宛の領収書写しなど、代用できるもので可)
- 5 浄化槽工事完成検査表
- 6 工事写真(施工前、施工中、施工後) 2部
- 7 登記簿謄本(所有権の確認のため)

1.6 完了検査

共通

実績報告書を提出していただいた後、環境企画課職員が現地で補助対象に適合しているか完了検査を行います。検査には、申請者又はご家族様の立ち合いが必要になります。検査日時の調整にご協力をお願いいたします。

1.7 補助金の確定通知

共通

完了検査が終了したあと、問題がなければ、「宇治市浄化槽設置整備事業補助金確定通知書」を送付します。

1.8 補助金の請求

共通

(1) 補助金請求書類の提出時期

上記補助金確定通知が届き次第、速やかにご提出ください。

(2) 提出書類 宇治市浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

(3) 添付書類

- 1 住民票(浄化槽設置住宅に居住していることが分かり、申請者の属する世帯全員が記載されているもの) 補助金申請時にすでに提出している場合は不要です。

1.9 補助金の交付

共通

補助金の請求を受理後、概ね1か月以内にご指定の銀行口座にお振込みいたします。なお、振込み手続き完了の旨の連絡は行いませんので、ご自身で口座の確認をお願いいたします。

また、1か月を過ぎても振込みがない場合は、お手数ですが宇治市環境企画課までご連絡くださいますようお願いいたします。

< 問い合わせ先 >

〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地

宇治市 環境企画課 生活環境係

TEL 0774-22-3141(代) 内線 2253, 2254

FAX 0774-21-0423